

北海道告示第 1 1 3 2 8 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 8 年 8 月 14 日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 旧新田中無線中継所配電線等撤去工事実施設計委託業務
- (2) 業務場所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道庁本庁舎
空知郡中富良野町字ナエ 3520 番 28、同 54、同 55
空知郡中富良野町字ナエ 1651 番 40、同 44、3520 番 62
空知郡中富良野町字ナエ原野 1651 番 40、同 44、同 1651-46
空知郡上富良野町 1651 番 42
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 5 日まで
- (4) 業務概要 別途閲覧に供する特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令和 8 年度(2026 年度)に有効な道の競争入札参加資格のうち、土木設計の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
北海道総務部イノベーション推進局情報政策課通信基盤係

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所
北海道札幌市中央区北 3 条西 7 丁目
北海道庁別館 4 階 出納局入札室
- (2) 入札日時 令和 8 年 8 月 25 日（火）午前 10 時 00 分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- (5) 初度の入札書提出時に、委託費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。
なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書に不備等がある場合は当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 送付による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則 30 号。以下「財務規則」という。）第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成等について

(1) この契約は契約書の作成を要する。

(2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和 8 年 8 月 14 日（金）から令和 8 年 8 月 24 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 閲覧場所

北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道総務部イノベーション推進局情報政策課通信基盤係

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和 8 年 8 月 14 日（金）から令和 8 年 8 月 20 日（木）まで（日曜日及び土

曜日を除く。) 毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部イノベーション推進局情報政策課通信基盤係

- (3) 質問に対する回答は、書面及びホームページに掲載するものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年8月14日(金)から令和8年8月24日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。) 毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部イノベーション推進局情報政策課通信基盤係

13 その他

- (1) 入札の執行回数は原則3回までとする。

- (2) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (3) この入札は、政令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設定する。

- (4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い。

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であつて、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総務部イノベーション推進局情報政策課

イ 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

ウ 電話番号 011-204-5173

- (6) 前金払はしない。

- (7) 概算払はしない。

- (8) 部分払はしない。

- (9) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

- (10) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

- (11) この入札の執行は、公開する。

- (12) 契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 4 の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

- (13) 競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。

- (14) その他入札に関し不明な点は、北海道総務部イノベーション推進局情報政策課通信基盤係（電話：011-204-5173）に照会すること。